

一議長(岸徳次郎) 二件一括議題とする旨を告ぐ
一町長(代理助及加藤市藏) 提案理由と 都指示準則

に より 金額の改正を為さんとするものなりと 説明す
一第五番(今里田伍) 原案賛成と叫ぶ
一議長 原案賛成者より起立を命ず

起立者 全員

議長 全員賛成に付 原案通 確定する旨を告ぐ
日程第三 福生町市給吏員定数規程の改正

議長(岸徳次郎) 本件を議題とする旨を告ぐ 簡單なる
議案に付 直に確定議とする旨を述べ

一第十五番(細谷喜藏) 原案賛成と呼ぶ
一議長 原案賛成の外他に異議なきに付 原案に確定す
る旨を告ぐ

日程第七 補助金交付の件

日程第九 福生町税及其賦課徴収條例の一部改正

の件

一議長(岸徳次郎) 本件を一括議題とする旨を告ぐ

一第十二番(森田廣助) 直に確定議と為さんと速ぶ

一議長第十二番説に付採決せしに 全員異議なきに付 原案
賛成者より起立を命ず

起立者 全員

一議長 全員賛成に付 原案通 可決確定す

日程第八 福生町立福生中學校々舎充ち建物拂下申請

の件

日程第十 福生中學校々舎建設に關する件

一議長(岸徳次郎) 二件一括議題とする旨を告ぐ

一町長(代理助及加藤市藏)

學制改革により三年制中學校を設立の趣旨を述べ
旧兵舎の拂下を受け之が準備を計画せしなりと提案

一議長(岸徳次郎) 二件一括議題とする旨を告ぐ
一町長(代理助及加藤市藏) 提案理由を 都指示の準則
により金額の改正を為さんとするものなりと説明す
一第五番(今里田伍) 原案賛成と叫ぶ
一議長 原案賛成者に起立を命ず

日程第六 福生中學校敷地決定の件

一議長(岸徳次郎) 本件を議題とする旨を告ぐ
一議長 本件は詳解事項に付直に採決せる旨を告ぐ

賛成者に起立を命ず

起立者 全員

一議長 全員賛成に付原案通り確定す

る旨を告ぐ

日程第七 補助金交付の件

日程第九 福生町税及其賦課徴収條例の一部改正

の件

一議長(岸徳次郎) 本件を一括議題とする旨を告ぐ

一第十二番(森田廣助) 直に確定議と為さんと速ぶ

一議長第十二番説に付採決せしに全員異議なきに付原案
賛成者に起立を命ず

起立者 全員

一議長 全員賛成に付原案通り決定す

日程第八 福生町立福生中學校々舎充ち建物拂下申請
の件

日程第十 福生中學校々舎建設に關する件

一議長(岸徳次郎) 二件一括議題とする旨を告ぐ

一町長(代理助及加藤市藏)

學制改革により三年制中學校を設立の趣旨を述べ

旧兵舎の拂下を受け之が準備と計画せしなりと提案

の理由を述ぶ

一第十三番(川窪清七) 本件は重要にして然も実施の速度を必要とするに付万全を期せられ度 原案賛成と述ぶ

一議長 第十三番認可付採決せし全員一致可決確定す
會議録署名議員送呈

一議長(岸徳次郎) 選舉は指名推選に依り指名者を議長と爲すべし旨を會議に諮る

一議長 異議なきにつき指名推選に依ることと決する旨を告ぐ
一議長 左の者と指名し一名毎に會議に諮り異議なく決す

森田廣助
川窪清七
細谷喜藏

一議長 會議を閉づる旨を宣告す

一議長(岸徳次郎) 第三回町會の開會を宣告す
十時午後三時三十分

右會議の顛末を記載し其の相違なきことを證する
篇に署名す

昭和二年三月十九日

町會議長
町會議員
川窪清七
森田廣助
細谷喜藏
佐々木次郎
佐々木次郎
佐々木次郎

福生第五五號
昭和三十二年三月二十四日

各町會議員殿

福生町長代理助役 加藤守藏



第三回町會議員告示通知
町制第四十七條第二項の規定に依り左の通り告示があつてから通知し
ます

福生町告示第十九号
左記の件を議定し、昭和三十二年三月二十四日午後一時寺役場
招集する

代理助役名

一 昭和三十二年福生町歳入歳出追加更正予算の件

二 昭和三十二年福生町歳入歳出追加更正予算の件

三 昭和三十二年福生町歳入歳出追加更正予算の件

四 昭和三十二年福生町歳入歳出追加更正予算の件

五 昭和三十二年福生町歳入歳出追加更正予算の件

六 昭和三十二年福生町歳入歳出追加更正予算の件

七 昭和三十二年福生町歳入歳出追加更正予算の件

八 昭和三十二年福生町歳入歳出追加更正予算の件

九 昭和三十二年福生町歳入歳出追加更正予算の件

議案第一號

昭和二十一年度西多摩郡福生町歳入歳出追加更正豫算

歳入

科目	説明	追加更正 予算額	既 予算額	増 減	附 記
一町税		二三八八七三	二一三六四三	二五二三四	
一國税附加税	三營業税附加税	五七六九一	四六五六一	一一一三四	本税二二〇〇円、百分三
	二二二二二	三六四〇〇	二四八七〇	一一一三〇	
二都税附加税	一自動車税附加税	一〇〇〇〇	九〇〇	九〇〇	本税一〇〇〇円、百分百
	二不動産取得税	七〇〇〇	二〇〇〇	五〇〇〇	本税七〇〇円、百分百
四國庫支出金		二六七二三八	二三八八六八	二八三七〇	
一交付金	一國庫交付金	三〇〇〇〇	三八四〇	二六一六〇	
	二六七二三八	二六七二三八	二六七二三八	〇	
二補助金	一吏員給料補助金	〇	九七三三二	九七三三二	
	二官吏家族手当補助金	〇	八四六八	八四六八	
	三吏員住宅手当補助金	一〇〇〇〇	〇	一〇〇〇〇	

五都支出金	九二七七五	二一〇〇三	七二七七二
一交付金	三九〇五	一〇六五	二八四〇
一都税徴収交付金	三五〇〇	六八〇	二八四〇
一伝染病予防費補助	八八八七〇	一九九三八	六八九三二
二統制費補助	二七二〇	六〇〇	二一二〇
七教育衛生費補助	一五〇〇	五八八	九一二
五農林委員会費補助	一三〇〇〇	〇	一三〇〇〇
三選挙費補助	四四〇〇〇	〇	四四〇〇〇
六寄附金	八九〇〇	〇	八九〇〇
一寄附金	六一〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
一一般寄附金	六一〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
歳入合計	一三三七七二五	一二〇五三五五	一三五三七二

止歲出

[illegible]

三福澤國民學校費		一諸給	六七八・八	一九三・八	四八五・〇	定がき修理代 一・一〇〇円
		二需費	〇・九〇	六三九・〇	三七・〇	庄産料三五・四手書二〇・円
		三修繕費	三六七八	九八七八	二八・〇	オルガン代
			四四・四〇	三四・〇	四・〇〇	校舎増築費七・坪手書五・〇〇円 此金三五・〇〇〇円
三福澤産学校費		一諸給	二八・一八	二六・一八三	二〇・〇	流灯設備費一七・〇〇円
		二修繕費	五・七三	三六・七三	一五・〇	定がき修理代一五・〇〇円
			一八・〇〇	一三・〇〇	五・〇〇	屋根塗代 二八・〇〇円
大衛生費			一七五・三〇	九五・三〇	八・〇〇	
一予防費			一三六・五〇	八六・五〇	五・〇〇	
		一伝染病予防費	一三六・〇〇	八六・〇〇	五・〇〇	福澤補助一・一〇〇円五分
		三衛生諸費	三六・〇〇	六・〇〇	三・〇〇	子方洋計費
八勸業費			四二・二八	一・〇〇	四二・一〇〇	
三勸業諸費		一農林委員会費	四二・一〇	・	四二・一〇〇	此費手書大田八・四 給料一三・〇〇〇円 補助員手書五・〇〇〇円

九慈善防費			二〇・一〇〇	一八・一〇〇	二・〇〇	承費 大五・〇〇円 送學二・〇〇〇円 事務費八・〇〇〇円
一警防費		二需要費	二〇・一〇〇	一八・一〇〇	二・〇〇	
			七六・〇〇	五六・〇〇	二〇・〇〇	寄附修理費二〇・〇〇円
一二統計調査費			一五・三四	五・三四	一・〇〇	
一統計調査費		二調査費	一五・三四	五・三四	一・〇〇	人口調査費
			一・〇〇〇	・	一・〇〇〇	
三財産費			六四・二〇	三六・二〇	二八・〇〇	
		一財産管理費	五・五六	二・四五六	二・八〇〇	町百五拾火災保険料三〇・〇〇円 警防費及所屋根塗代八・〇〇円
			五・五六	二・四五六	二・八〇〇	
一五戰後対策費			一・〇〇〇	九・一〇〇	三・〇〇	
		一歩外費	八・〇〇〇	五・〇〇〇	三・〇〇〇	
			八・〇〇〇	五・〇〇〇	三・〇〇〇	
一八補助費			九・〇大田	四・〇大田	五・〇〇〇	
			九・〇大田	四・〇大田	五・〇〇〇	
一補助費		社会事業費	九・〇大田	四・〇大田	五・〇〇〇	日本赤十字社福生町分館助

三 財政調整積立金	三〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	△ 一〇〇〇〇〇
一 財政調整積立金	三〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	△ 一〇〇〇〇〇
三 予備費	三〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
一 予備費	三〇九四	一〇三九	二〇五五
三 予備費	三〇九四	一〇三九	二〇五五
一 予備費	三〇九四	一〇三九	二〇五五
歳出合計	三三七二五	一三〇二五三	三三三七二

昭和二十二年三月二十九日提出

西多摩郡福生町長代理役 加藤市藏

議案第二冊

次
昭^ヤ
和^ニ
二
十
二
年^の
一^申

福生町長代理助役 加藤幸藏

金金金金金金金金金金
二二四四一一一一一六五
百百百百百百百百百百
用用用用用用用用用用
也也也也拾拾也也也也
用用
也也

相沢 大 久保 達之助
上 野 昌義
布 比 野 青次郎
佐 々 木 幹 男
穴 達 武雄
栗 田 宇 一
船 葉 史
高 橋 正 春
豊 岡 物 産 株 式 会 社

議案第三號

福生町 福生町有給吏員定數規程。一部改正の件
昭和二十二年三月十一日 提出
加藤市蔵

第一條

附則 書記補五人とあるのを書記補十人に改める
本規程は公布の日から起算して施行する

